

新型コロナウイルス感染症対策本部 第27回本部員会議
知事メッセージ（令和3年1月14日）

1月7日に首都圏の1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）に緊急事態宣言が発令され、昨日（1月13日）、2府5県（栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県）が、緊急事態宣言の対象区域に追加されました。

また、感染ステージを判断する指標の一つである「直近1週間の新規患者数（対人口10万人）が15人以上の地域」は増加傾向にあり、現在（1月13日時点）、27都道府県となっています。

隣県の宮城県も含まれますが、岩手県と接する地域の患者数は少ない状況です。

改めて、不要不急の帰省や旅行など、緊急事態宣言が発令されている地域との往来は、感染拡大防止の観点から自粛をお願いします。

その他の感染が拡大している地域との往来についても、慎重な判断をお願いします。

国内の感染状況の変化は、県のホームページに随時、掲載していますので、他の都道府県との往来に当たっては、移動先の感染状況に注意してください。

県内の感染状況は、本日（1月14日）現在で、人口10万人当たりの直近1週間の新規患者数が3.6人、確保病床使用率は22%となっており、医療提供体制が直ちにひっ迫する状況ではなく、ステージⅢの状況ではありません。

現在、県内において、感染が拡大している地域との往来に起因する感染が複数例確認されています。

家庭内感染や職場内感染を防止するため、発熱、咳等の体調不良時には、外出を控えていただき、「かかりつけ医」「受診・相談センター」に電話相談の上、早期に医療機関を受診し、検査を受けていただきますようお願いいたします。

令和3年1月14日
岩手県知事 達増 拓也